二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年十二月三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十八年十月二十一日農林水産省告示第千九百七十八号、昭和五十八年十二月三日農林水産省告示第二千三百二十四号、昭和五十八年十二月六日農林水産省告示第二千三百七十三号、昭和五十八年十月二十五日農林水産省告示第二千三百七十五号、昭和五十八年十月二十四日農林水産省告示第二千十六号、平成十四年三月六日農林水産省告示第五百七十七号、昭和五十八年十月二十二日農林水産省告示第二千二号、昭和五十八年十月二十日農林水産省告示第千九百五十三号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百三十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月三日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）
宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内四六番一から同県東臼杵郡門川町大字川内字松ヶ平七八八〇番まで	前	最小 一三九
	後	最大 一三六 最小 一一
日向市大字日知屋字荒平一三五六九番から同市大字平岩字橋ノ口七三七四番三まで	前	最大 二九〇 最小 一一
	後	最大 二九〇 最小 一一

（メートル）

五、九九〇

八、六二四

○国土交通省告示第千四百三十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十二月三日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月三日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東九州自動車道	宮崎県東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内三七番三から日向市大字平岩字橋ノ口七三七四番三まで	平成二十二年十二月四日十五時

○環境省告示第八十九号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十一条第三十五項の規定に基づき、小笠原国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月三日

環境大臣　松本　龍

小笠原国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例

（区域の範囲）

第一条　この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　旭山A地区　東京都小笠原村旭山の一部

二　旭山B及び夜明山地区　東京都小笠原村旭山及び夜明山の各一部

三　兄島及び平島地区　東京都小笠原村滝之浦及び平島の各一部

2　前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境省及び東京都庁に備え付けて供覧する。

（旭山A地区に係る基準の特例）

第二条　旭山A地区内において行われる自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号。以下「規則」という。）第十一条第二項又は第三項に規定する行為については、同条第二項ただし書中「であつて、前項第五号に掲げる基準に適合するもの」とあるのは、「又は土地所有者等が農業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築であつて、前項第五号に掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、第二項及び第三項の規定を適用する。

2　旭山A地区内において行われる規則第十一条第十二項又は第十三項に規定する行為については、同条第十二項第一号ハ中「又は増築」とあるのは、「若しくは増築又は土地所有者等が農業を営むために必要な工作物の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、第十二項及び第十三項の規定を適用する。

3　旭山A地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項第一号ただし書中「現に農業の用に供されている」とあるのは、「土地所有者等により農業の用に供される」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（旭山B及び夜明山地区に係る基準の特例）

第三条　旭山B及び夜明山地区内において行われる規則第十一条第三項に規定する行為については、同項ただし書中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの又は土地所有者等が農業を営むために必要な建築物の新築、改築若しくは増築であつて、第一項第五号に掲げる基準に適合するもの」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2　旭山B及び夜明山地区内において行われる規則第十一条第十二項又は第十三項に規定する行為については、同条第十二項第一号ハ中「又は増築」とあるのは、「若しくは増築又は土地所有者等が農業を営むために必要な工作物の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、第十二項及び第十三項の規定を適用する。

3　旭山B及び夜明山地区内において行われる規則第十一条第二十三項に規定する行為については、同項第一号ただし書中「現に農業の用に供されている」とあるのは、「土地所有者等により農業の用に供される」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（兄島及び平島地区に係る基準の特例）

第四条　兄島及び平島地区内において行われる規則第十一条第十二項に規定する行為については、同項第一号ハ中「又は増築」とあるのは、「若しくは増築又は小笠原村内に所在する小学校、中学校及び高等学校において学校教育の一環として行われる行事に係る工作物の新築、改築若しくは増築」と読み替えて、同項の規定を適用する。

○環境省告示第九十号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第三項第十一号の規定に基づき、昭和五十五年三月環境庁告示第二十三号（国立公園及び国定公園ごとにその特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年十二月三日

環境大臣　松本　龍